

他制度との比較

	保険会社	少額短期保険業者	認可特定保険業者	共済団体（案）
根拠法	保険業法	保険業法	保険業法	中小労災共済法
保険契約者保護機構制度	○	× 供託制度有	×	×
認可制・登録制等	免許制	登録制	認可制	認可制
保険（共済）期間	×	1年（2年も有）	×	1年以内
一被保険者あたりの保険（共済）金の額の限度額	なし	1,000万円 低発生率保険も合わせると2,000万円	なし	1,580万円
保険（共済）事業の範囲	保険業及び付随業務、法定他業	保険業及び付随業務	特定保険業及びこれに付帯する業務並びに保険代理業	共済事業、労働災害等防止事業、それに付帯する業務
財産的基礎の基準	資本金10億円	資本金1,000万円 純資産1,000万円	純資産1,000万円 未達の場合は蓋然性の高い改善計画が必要	純資産1億円
労働災害等防止事業	×	×	×	○
計理人	○ 法律で規定	○ 法律で規定	短期商品のみの場合等は×	△ 監督指針（通知）で規定
役員の適格性基準	○ 法律で規定	× 少額短期保険持株会社は役員の適格性基準有り	×	△ 省令で規定
運用可能な資産				
預金又は貯金	○	○	○	○
国債、地方債等	○	○	○	○
金銭信託	○	○ 元本補てんの契約のみ	○	○ 元本補てんの契約のみ
社債・株式	○	×	○	×
不動産	○	×	×	×
資産運用比率規制	×	×	×	×
大口信用供与規制	○	×	×	×
A D R制度	○	○	×	○
健全性基準	○	○	×	○
銀行等の保険（共済）募集の規制	○	○	—	○ 共済代理店は、銀行、信用金庫・信用組合のみ